

青森公立大学学部教授会規程

平成21年4月1日

規程第14号

改正 平成23年 4月規程第21号
改正 平成27年 3月規程第 2号
改正 平成27年 3月規程第15号
改正 平成28年 6月規程第17号

(趣旨)

第1条 この規程は、青森公立大学学則（平成21年規程第1号。以下「学則」という。）第37条第2項の規定に基づき、経営経済学部に置く青森公立大学学部教授会（以下「教授会」という。）の組織、審議事項及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 教授会は、次に掲げる者（以下「教授会構成員」という。）をもって組織する。

(1) 経営経済学部（以下「学部」という。）の専任の教授、准教授及び講師

(2) 事務局の職員で次に掲げるもの

イ 事務局長

ロ グループリーダー

ハ チームリーダーのうちから事務局長が指名する3名以内の者

2 休職中の者及び青森公立大学長期研修制度運営規程（平成21年規程第30号）の規定に基づく研修中の者は、前項の規定にかかわらず、教授会構成員に含まないものとする。

(審議事項)

第3条 教授会は、学長が次に掲げる区分に応じ、別表に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

(1) 学部学生の入学、卒業

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴く必要があると認めた者

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べる事ができる。

(議長)

第4条 教授会は、学部長が招集し、学部長がその議長となる。

2 学部長に事故があるときは、学部長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

(会議の招集)

第5条 教授会は、定例会議及び臨時会議とする。

2 定例会議は、毎年度4月、7月、9月、12月及び3月の第4水曜日に招集するのを例とする。

3 臨時会議は、次に掲げる場合に招集する。

(1) 学部長が招集の必要を認めるとき。

(2) 教授会構成員の3分の2以上の要求があるとき。

(会議の成立等)

第6条 教授会は、教授会構成員の3分の2以上の出席により成立するものとする。

2 会議は、非公開とする。

(会議の議決)

第7条 教授会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は教授会構成員として議決に加わる権利を有しない。

3 前2項の規定にかかわらず、教授会が特に重要と認めた事項についての議決は、出席者の3分の2以上の同意を要するものとする。

4 教授会構成員のうち第2条第1項第2号に掲げるものは学術研究に関し高度の識見を必要とする事項で学部長が認めたものに係る議事については、議決に加わる権利を有しない。

(表決の委任)

第8条 やむを得ない事情により教授会に出席できない教授会構成員は、議長を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第6条の規定の適用については、当該議長を代理人とした教授会構成員は、出席者とみなす。

(教授会構成員以外の出席)

第9条 教授会が必要と認めるときは、教授会構成員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(議事録)

第10条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録及び教授会の会議資料は、公開とする。ただし、公立大学法人青森公立大学情報公開規程(平成21年規程第28号)に定める不開示情報及び教授会が不開示とすることが妥当であると決したときは、その全部または一部を非公開とすることができる。

(事務)

第11条 教授会に関する事務は、事務局総務企画グループにおいて処理する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、教授会の議事及び運営に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年規程第21号)

(施行期日)

この規程は、平成23年4月25日から施行する。

附 則 (平成27年規程第2号)

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第15号)

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規程第17号)

(施行期日)

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	事項
学部学生の入学、卒業	学部学生の入学試験の合否判定に関する事項
	学部学生の再入学に関する事項
	学部学生の在学期間の短縮に関する事項
	学部学生の卒業判定に関する事項
学位の授与	学位（学士）の認定に関する事項
前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めたもの	学部学則の改正に関する事項
	教学に係る諸規程等の設置及び改正に関する事項
	学部カリキュラムの改正に関する事項
	既得単位の認定に関する事項
	学部特待生の認定に関する事項
	学部学生の転学科に関する事項
	学部学生の除籍に関する事項
	学部学生の懲戒に関する事項
	学部学生の表彰に関する事項
	その他、意見を聴くことが必要であると学長が認めた事項